

横井 昌明

議員

識市会

南海トラフ地震に備え、市役所庁舎の早期移転を

問

(1) 昨年、愛知県は、南海トラフでの最大規模の地震の被害状況を発表し、県内で約2万9千人が死亡し、建物約24万棟が倒壊するなどの被害を想定した。

避難所となる公共用建物は耐震診断がされ、特に学校建物は1s値（建物の構造耐震指標で、0.6以上であれば、地震などの振動及び衝撃に対し、倒壊または崩壊する危険性が低いと言われている。）が0.7以上、公民館などは0.6以上となっている。

公共用建物の中で市役所のみが耐震性がないと報告されている。県が発表した南海トラフ地震では、最大想定モデル

で本市は震度6強から7であり、弥富市役所は倒壊または崩壊する危険性が高いと考える。

そのような庁舎で地震が平日の昼間に発生したと想定すると、市民や職員に大きな犠牲者が出ると思われる。

市役所を仮庁舎に今すぐにも移すべきと考えるが、市長の見解を尋ねる。

(2) 合併推進債の期限と用地買収・庁舎建築の年限は4年から5年ということであった。それだけ長い期間であれば、仮庁舎ではなく、庁舎移転であると思われる。

庁舎を移転する場合、条例改正が必要となり、地方自治法の規定により出席議

員の3分の2以上の同意が必要であると思われるが、どうか。

(3) 災害対策基本法の一部が25年6月に改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

支援者名簿の作成の際には、個人情報保護条例の規定にかかわらず、事前に避難行動要支援者の同意を得て、消防署、自主防災組織

にあらかじめ情報を提供することが可能である。災害発生時や発生するおそれがある場合は、本人の同意なしに支援関係者に提供することができない。

この名簿作成について、本市の現状と今後の利用方法を尋ねる。

来年5月の連休明けに移転を考えている

答 市長

(1) 仮庁舎への移転は、28年5月のゴールデンウィーク明けに移転の調整をしていきたい。この6月議会の補正予算で移転の設計料を

認めていただき、9月議会に移転工事費の補正予算を計上する予定である。

(2) 現在の位置に戻る前提で新庁舎の建設工事の発注が未確定でありながら仮庁舎へ移転し、仮移転期間が4年、5年と長期にわたる可能性がある場合でも、条例の改正は必要ない。

答 総務部長

(3) 名簿の整備は、今年度、障害者手帳をお持ちの全ての方に、災害時要援護者登録制度の案内をさせていただき、本人や家族の意思を確認した上で、登録者の増加を図っていきたい。

現在作成している要支援者名簿を区長、自主防災会、民生委員などの協力を得て、さらなる名簿の整備を実施していきたい。

公共施設は早急に天井落下防止対策を

問

公共施設は、25年7月に建築基準法施行令の一部改正があり、6メートル以上

の高さにある20平方メートル以上のつり天井の落下防止対策の基準が定められた。学校以外で本市の避難所として天井落下防止に該当する主な公共施設は、総合社会教育センター、南部・白鳥コミュニティセンター、十四山スポーツセンター、総合福祉センター、市民ホールが該当する。

天井落下の危険性がある避難所、体育館は、施設利用者の命にかかわるので、早急に工事をすべきでは。

公共施設等総合管理計画を策定し、進めたい

答 教育部長

工事の方法は、撤去が適当と考える。

市として公共施設全体の利用状況や老朽化の状況、財政見通しの分析などを踏まえた公共施設等総合管理計画を今年度に策定し、個別施設計画を検討の上、長寿命化を図る手段を含めて決定して進めていきたい。